生駒市規則第25号

生駒市行政組織規則及び生駒市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年6月14日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市行政組織規則及び生駒市会計規則の一部を改正する規則 (生駒市行政組織規則の一部改正)

第1条 生駒市行政組織規則(平成6年7月生駒市規則第22号)の一部を次のように改正する。

農林係 商業観光係 企業支援係」に改める。

第10条の4商業観光係の項中第8号を第9号とし、第3号から第7号まで を1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 高山竹林園の管理及び運営に関すること。

第10条の5を削る。

第16条中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第47条第1項中「、高山竹林園」を削る。

(生駒市会計規則の一部改正)

第2条 生駒市会計規則(昭和48年3月生駒市規則第2号)の一部を次のよう に改正する。

第2条第1号中「、高山竹林園所長」を削る。

別表第1高山竹林園所長の部を削る。

附則

この規則は、平成29年7月1日から施行する。